

本計画の対象期間は令和7年度までとじていましたが、上位計画である「松本市総合交通戦略」と一体となって次期計画の検討を進めていることから、本計画の対象期間を次期計画策定までに変更します。

表：計画期間延長に伴う修正箇所

修正箇所	修正前	修正後
1 - 3 計画対象区域・ 期間 計画対象期間 p6	上位計画である「松本市総合交通戦略」の改定までを計画対象期間とし、5か年(令和3((2021)年度～令和7((2025)年度)とします。	上位計画である「松本市総合交通戦略」との改定に合わせて見直すこととし、計画対象期間は本計画の次期計画策定までとします。
6 - 4 整備優先度の 設定 計画期間内における 整備予定路線 p69	本計画期間内である令和7(2025)年度までに整備を予定する路線を設定しました。	次期計画策定までに整備を予定する路線を設定しました。
図 6-6 p69	令和7(2025)年度までの整備予定路線	次期計画策定までの整備予定路線
7 - 2 計画の達成状況の 評価 p71	最終年次 (R7)	R7 年度末時点
7 - 3 計画の進捗管理、 評価スケジュール p72	計画対象期間の最終年次である令和7(2025)年度には、アウトカム指標により計画の達成状況を評価・検証し、令和8(2026)年度以降の計画検討に繋がります。	令和7(2025)年度には、アウトカム指標により計画の達成状況を評価・検証し、次期の計画検討に繋がります。